

よくあるご質問

Q1 講師登録会の内容について教えてください。

A1 講師希望者の方への面接のほか、山城教育局管内の概要や教職員支援アドバイザーの制度について説明を行います。

Q2. 来年度講師を希望する場合、今回の登録会に必ず参加しなければならないのですか。

A2 講師登録は随時受け付けておりますので、登録会以外の日に登録していただくことも可能です。（講師登録票を山城教育局までご持参またはご郵送ください。）

Q3 すでに講師登録をしているのですが、今回の登録会に参加する必要はありますか。

A3 すでにご登録いただいている方は、あらためて登録会に参加していただく必要はありません。管内の概要等について説明を受けたい場合、参加していただくことは可能です。

Q4 平成30年度以前に講師登録をしたのですが、今回あらためて登録する必要はありますか。

A4 講師登録は年度ごとをお願いしております。来年度も講師を希望される場合は、あらためてご登録をお願いします。

Q5 山城教育局管内で講師をしているのですが、来年度も講師を希望する場合、登録会に参加する必要はありますか。

A5 管内で勤務いただいている講師の方は、学校を通じて登録票を提出していただきます。後日あらためて通知を行う予定ですので、ご確認願います。

Q6 他の教育局で講師登録をしているのですが、山城教育局へも登録する必要がありますか。

A6 他の教育局への講師登録は、その局管内のみのご登録となるため、山城教育局管内でも講師を希望される場合は、当局へのご登録もあわせてお願いしているところです。

Q7 京都府教育委員会へ講師登録をしているのですが、山城教育局でも登録する必要がありますか。

A7 京都府教育委員会でも講師登録をしていただくことは可能ですが、特に山城教育局管内で講師を希望される場合は、あわせてご登録いただくと幸いです。

Q8 高等学校や特別支援学校で講師をしたいと考えているのですが、どちらへ登録すればよいですか。

A8 山城教育局では、小・中学校の講師登録を募集しています。高等学校や特別支援学校などの府立学校の講師登録については、京都府教育委員会の教職員人事課までお願いします。

Q9 教員免許の修了確認期限を過ぎているのですが、講師登録をすることは可能ですか。

A9 講師登録を行っていただくことは可能ですが、任用の前に教員免許の更新を行っていただく必要があります。教員免許更新制度についてご不明な点がございました場合は、山城教育局までお問い合わせください。

Q10 講師登録に年齢制限はありますか。

A10 年齢制限は特に設けていません。

お問い合わせ先

京都府山城教育局 学務課

住所 京都府京田辺市田辺明田1

電話 0774-62-0274